

静岡市高齢者一時保護施設確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、養護者による虐待を受けている高齢者等を迅速かつ適切に保護するため、静岡市高齢者一時保護施設確保事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「養護者による虐待」とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、次条に規定する対象者が、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者が現に当該短期入所生活介護の用に供する居室を、同法又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき迅速かつ円滑に利用できるように、当該事業者との契約に基づきあらかじめ当該居室を確保することをその内容とする。

(対象者)

第4条 事業により確保する居室（以下「居室」という。）を利用できる者は、市内に居住する高齢者のうち、現に養護者による虐待を受けているものその他緊急に保護すべき特別の事情があるもので、その居住地を管轄する福祉事務所長（以下「所長」という。）が居室を利用する必要があると認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 伝染性疾患又は特別な理由により短期入所生活介護の利用が適当でないとする者
- (2) 医療機関において入院加療の必要があるとする者

(利用手続)

第5条 居室の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、高齢者一時保護施設確保事業利用申込書（様式第1号）を、所長に提出するものとする。ただし、申込者が精神上の障害により弁識する能力を欠くことその他の理由により、当該申込書を提出することができない場合は、この限りでない。

2 所長は、前項の規定による利用の申込みを受けたときは、申込者を担当する居宅介護支援事業者等と連携の上、速やかに申込者の利用要件や身体状況等の把握等の調査を行うとともに、高齢者虐待ケース概要書（様式第2号）を作成し、併せて居室の空き状況の確認を行うものとする。

3 所長は、前項の調査の結果により居室の利用の必要性が認められる場合は、申込者及び当該居室に係る施設の長に、高齢者一時保護施設確保事業利用決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、所長は、あらかじめその状況を把握している者であって、緊急やむを得ない理由により居室の利用が必要であると認める場合には、当該手続を省略して利用させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日から施行する。

高齢者一時保護施設確保事業利用申込書

年 月 日

(宛先) 福祉事務所長

住所 区

申込者 氏名

電話

静岡市高齢者一時保護施設確保事業の利用を申し込みます。なお、利用決定にあたり、市が介護保険に関する資料を確認することに同意します。

利用者	ふりがな			
	本人氏名			
	住所			
	被保険者番号			
	要介護度		<input type="checkbox"/> 要支援 (1 2) <input type="checkbox"/> 要介護 (1 2 3 4 5) <input type="checkbox"/> その他	
緊急連絡先	氏名		電話番号	
	住所		続柄	
担当ケアマネジャー	氏名			
	事業所名			
	電話番号			
申込理由				

高齢者虐待ケース概要書

被面接者	本人との続柄 ()	調査月日	平成 年 月 日				
		調査者					
基本項目	氏名	(男・女)	生年月日	M・T・S 年 月 日 (歳)			
	住所	区 連絡先(電話) —					
本人	現病歴	〈主治医〉					
	既往歴						
	介護認定申請	なし・申請中・あり(非該当 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5)					
	ADL・IADL	歩行	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助	家事	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
		排泄	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助	金銭管理	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
		食事	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助	服薬管理	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助		
		入浴	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助	その他 特記事項			
		着替え	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助				
		洗面	1. 自立 2. 一部介助 3. 全介助				
	認知症高齢者の日常生活自立度		自立 I. II a. II b. III a. III b. IV. M				
問題行動	1. あり> 内容 2. なし						
判断能力							
虐待の状況	虐待の種類	1. 身体的虐待 あり・なし 虐待の状況 2. 心理的虐待 あり・なし 3. 経済的虐待 あり・なし 4. ネグレクト あり・なし 5. 性的虐待 あり・なし					
	緊急性の有無	1. 生命に危険な行為が行われている 2. 確認できないが上記の可能性が高い 3. 緊急性はないが見守りが必要					
養護者	氏名	性別	年齢	職業	同居	虐待の自覚	虐待の要因
	①	男・女	歳		有・なし	あり なし 不明	
	②	男・女	歳		有・なし	あり なし 不明	
家族状況	キーパーソン 氏名・年齢・続柄 1. 問題解決の協力者 () 2. 本人・家族に影響力のある人 () 3. 成年後見制度の後見候補者 () 4. なし						
本人と家族の人間関係							
被虐待者本人の希望、真意							
養護者の状況							
養護者の虐待意識							

様式第3号（第5条関係）

高齢者一時保護施設確保事業利用決定通知書

年 月 日

（本人名）又は（施設名） 様

福祉事務所長氏名

さきに申込のありました静岡市高齢者一時保護施設確保事業の利用について、次のとおり決定したので、通知します。

利用者	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	介護保険 被保険者番号	
利用施設名		
利用開始日	平成 年 月 日 から 利用期間は、原則30日以内とする。	
その他特記事項		